

本規程は、特定非営利活動法人日本カンボジア友好人材センターの
会員に関する事項を定めるものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本カンボジア友好人材センター（以下「当団体」）の会員に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 正・賛助会員（以下「会員」）とは、本規程を承諾の上、当団体の目的に賛同し、賛助するために当団体が指定する会員登録手続きを行い、当団体が承諾した個人もしくは団体をいう。

(会員の権利)

第3条 会員は、総会における議決権を有しないが、総会で参考意見を述べることができる。総会開催通知は、ホームページやSNS等により行うこととする。

(入会金及び会費)

第4条 入会金

正会員（団体）： 入会金： 100,000 円／1 口， 年会費： 10,000 円
正会員（個人）： 入会金： 10,000 円／1 口， 年会費： 1,000 円
賛助会員（団体）： 入会金： 50,000 円／1 口， 年会費： 5,000 円
賛助会員（個人）： 入会金： 5,000 円／1 口， 年会費： 500 円

第2章 入会申込等

(入会申込)

第5条

1. 入会の申込をする者は、当団体が作成した入会申込書もしくはホームページ上の申込フォームに必要事項を記入して当団体に提出することとする（以下「入会申込」という）。
2. 前項に定める入会申込をもって、会員は本規程を承認したものとする。

(入会の成立)

第6条 入会は、前条に定める入会申込に対して、当団体がこれを確認し、会費の初回入金を確認した時に成立する。

(入会申込の拒絶)

第7条 当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、電信もしくは書面にて入会申込者に通知する。

- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規程に反するおそれのある場合
- (3) 第12条に該当する場合

(4) その他、前各号に準ずる場合で当団体が入会を適当でないと判断した場合

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当団体に通知しなければならない。
2. 会員が前項に規定する通知を怠った場合、当団体は、会員に生じた損害について、当団体の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

(会員の義務及び禁止事項)

第9条

1. 会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の各号に規定する義務を遵守するものとする。
 - (1) 会員は、本規程第4条に定める会費を納入しなければならない。
 - (2) 会員は、定款、本規程及び理事会の定める規則等を遵守しなければならない。
 - (3) 会員は、本規程第10条第1項に定める届出事項に変更が生じた場合、速やかに当団体に通知しなければならない。
 - (4) 会員は、当団体の活動を通じ、知り得た個人情報には良なる管理者の注意義務を持って保持するものとし、当団体の承認なく第三者に口外（メール等によるものを含む）、開示または漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。
2. 会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。
 - (1) 会員は、会員資格（本規程第3条に定める権利を含む）を第三者に譲渡、貸与等処分することはできない。
 - (2) 会員は、当団体外の活動において、同団体の名称およびロゴを使用する場合には、使用目的を明確にした上で、必ず事前に当団体の許可を得なければならない。なお当団体から要請があった場合は、速やかに名称、ロゴを掲載媒体から削除するものとする。
 - (3) 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行う入信活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。
 - (4) 会員は、当団体の活動において、特定の政党もしくは候補者を支持する立場から行う選挙活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。
 - (5) 会員は、当団体の許可なく、他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為を行ってはならない。
 - (6) その他、前各号に準ずる場合で、当団体が不相当と判断する行為。

(反社会的勢力の排除)

第10条 会員は、現在、以下の各号にいずれも該当しないことを当団体が用意した様式を用いて表明する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) その他前各号に準じる者

第3章 会員資格の喪失等

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の意思を申し出たとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入の確認が取れないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、当団体に団体ホームページへの退会申し込み、もしくは電信、書面にて退会を申し出た後、任意に退会することができる。

(除名)

第13条

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会または理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 定款およびこの規程に違反したとき。
- (2) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該会員から申し出があった場合には、弁明の機会が与えられる。

第4章 損害賠償等

(損害賠償)

第14条

1. 会員が、本規程に違反しまたは不正もしくは違法な行為によって、当団体に損害を与えた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償することとする。
2. 前項の規定は、第13条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

(免責条項)

第15条

1. 会員が当団体の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならないが、当団体は一切の責任を負わないものとする。
2. 前項の規定は、第13条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条

1. 本規程の成立・効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。

2. 当団体と会員との間で生じた紛争については、当団体の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5章 その他

(会員情報の取扱い)

第17条

1. 当団体は、会員が入会申込時に届出をした会員に関する情報(第10条により変更された情報を含む。以下、「会員情報」という)を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講じるものとする。
2. 当団体は、会員情報を、当該会員の同意を得ずに当団体の活動以外の目的に利用しないものとする。
3. 当団体は、前項に定めるほか、以下の各号に定める場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。
 - (1) 会員の同意が得られた場合
 - (2) 法令により開示を求められた場合
 - (3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合
4. 当団体は、会員資格の喪失から1年が経過したとき、当該会員に係る会員情報を廃棄できるものとする。

(規程の改廃)

第18条

1. この規程を改廃する場合は、理事会の議決を受けなければならない。
2. 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。